

設 計 図 書

(起工)

業 務 番 号 7 壱建住第 3 号

業 務 名 市営住宅ガス漏れ警報器取替業務

履 行 場 所 壱岐市内

長崎県壱岐市

令和7年度 市営住宅ガス漏れ警報器取替業務 仕様書

1. 業務の内容

- (1) 新設するガス漏れ警報器を調達する。
- (2) 調達した機器と、既設の取替対象機器を取り替え、回収する。
- (3) 回収した機器を廃棄処分する。
- (4) 取り替えた結果を整理、集計し、監督職員に提出する。

2. 調達するガス漏れ警報器

- (1) LPガス用ガス漏れ警報器（単体） コードタイプ
YF-005N【矢崎エナジーシステム(株)】同等品以上
※ 同等品以上の場合、入札前までに別紙（購入に係る同等品承認申請書）を
建設課へ提出し、承認を得たもの。
- (2) 数量：100個

3. 実施方法等

(1) ガス漏れ警報器の取替え

- イ 受注者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等、関係法令に定めるところに従い、業務を行うものとする。
- ロ 取替業務にあたっては、入居者に対して業務概要を示し、事前に業務の周知徹底を図ること。
- ハ 取替業務にあたっては、必要な養生を行い、他の部分への汚損、毀損等を起こさないように配慮すること。
- ニ 業務写真は、監督職員の指示に従い撮影し、完了後、監督職員に提出すること。
- ホ 業務において、疑義が生じた場合は、監督職員との協議後に実施する。
- ヘ ガス漏れ警報器の取替時には、入居者に対し、取扱説明書に記載されている使用方法及び注意事項を説明し、取替確認書に署名または記名押印をもらうこと。
- ト 不在等により実施できない住戸については、再度訪問する日時や連絡先等の周知文を投函し、入居者との日程調整を図ること。

(2) 入居者への周知等

- イ 事前に業務内容、注意事項、期間及び連絡先等を、監督職員と協議の上、住宅管理人に連絡し掲示板等に掲示する。なお、掲示した掲示物等は、当該業務が完了した後、速やかに取り外して処分すること。
- ロ イの他、業務の実施日等を記載した文書を作成し、各戸に配布する等の方法により、周知を図るとともに、入居者の理解と協力を得ること。

住宅名称	棟名称	所在地	取替数	備考
今宮団地	-	郷ノ浦町永田触3 9 番地	10	
上町団地	B棟	郷ノ浦町郷ノ浦4 4 7 番地1	8	
赤滝団地	A棟	勝本町勝本浦5 7 5 番地2	24	
天ヶ原団地	-	勝本町仲触9 0 番地1 1 6	16	
寺頭団地	B棟	勝本町仲触6 4 1 番地1	16	
串山団地	A棟・B棟	勝本町東触2 5 6 7 番地3	8	
第2 串山団地	A棟・B棟・C棟	勝本町東触2 6 1 0 番地1	18	
			100	